

別表六の二(二十一)

「19」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

国内新規雇用者に対する給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

		連 結 業 年 度	・ ・	法人名	()		
新 規 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 の 合 計 額 (各連結法人の別表六の二(二十一)付表「12」の合計)	1	円	法 人 税 額 控 除 限 度 額 の 計 算	税 額 控 除 限 度 額 (8) ≥ 20% 又は (5) = (7) > 0 の場合 $(11) \times \frac{20}{100}$	12		
	2	円				同 上 以 外 の 場 合 $(11) \times \frac{15}{100}$	13
	3	円					
	4	円				調 整 前 連 結 税 額 (別表六の二「21」)	15
新 規 雇 用 者 比 較 給 与 等 支 給 額 の 合 計 額 (各連結法人の別表六の二(二十一)付表「19」の合計)	2		特 別 調 整 前 連 結 税 額	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(三)「7」の㉑)	18		
新 規 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 増 加 額 (1) - (2) (マイナスの場合は 0)	3					法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (17) - (18)	19
新 規 雇 用 者 給 与 等 支 給 増 加 割 合 $\frac{(3)}{(2)}$ (2) = 0 の場合は 0)	4						
教 育 訓 練 費 の 額 の 合 計 額 (各連結法人の(20)の合計)	5	円				教 育 訓 練 費 の 額 20	円
比 較 教 育 訓 練 費 の 額 の 合 計 額 (各連結法人の(25)の合計)	6		連 結 事 業 年 度 又 は 事 業 年 度 21	教 育 訓 練 費 の 額 22			
教 育 訓 練 費 増 加 割 合 $\frac{(5) - (6)}{(6)}$ (マイナスの場合は 0)	7				適用年度の月数 (21)の連結事業年度 又は事業年度の月数 23	改 定 教 育 訓 練 費 の 額 (22) × (23) 24	
教 育 訓 練 費 増 加 割 合 $\frac{(7)}{(6)}$ (6) = 0 の場合は 0)	8		調 整 対 象 年 度 :	円			
控 除 対 象 新 規 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 の 合 計 額 (各連結法人の別表六の二(二十一)付表「5」の合計)	9				計	円	
個 別 給 与 控 除 額 の 合 計 額 (各連結法人の別表六の二(二十三)「16」の合計)	10		比 較 教 育 訓 練 費 の 額 (24の計) ÷ (調整対象年度数) 25	円			
差 引 控 除 対 象 新 規 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 の 合 計 額 (9) - (10) (マイナスの場合は 0)	11						

「19」欄

国内新規雇用者に対する給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の15の6第1項」
- ② 「区分番号」欄：「10642」
- ③ 「適用額」欄：「19」欄の金額

別表六の二(二十一) 令四・四・一以後終了連結事業年度分